

各地域の申告相談日程はこちらです

各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されます。下記の割当日にご相談できるようご協力ください。

申告相談日程

象潟地域

《2月》

日	曜日	受付時間および地区		会 場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
4	木	本郷（1班）	本郷（2班）	象潟構造 改善センター （市役所 象潟庁舎 東側）
5	金	長岡	長岡、大飯郷	
8	月	横岡（第1・2支部）	横岡（第3・4支部）	
9	火	小滝（浜道当番）	小滝（浜道・上道当番）、大滝	
10	水	小滝（中・上当番）	舟岡、目貫谷地、大森	
12	金	西中ノ沢	石名坂、水岡	
15	月	大須郷（坂ノ下西）	大須郷（茶屋長根）	
16	火	大砂川	川袋	
17	水	小砂川1区（1~4組）	小砂川1区（5~6組）、砂、越	
18	木	小砂川1区（7~11組）	小砂川1区（12~16組）	
19	金	小砂川2区（17~26組）	小砂川2区（27~33組）、新津	
22	月	立石1区	はまなす	
23	火	関	立石2区、下坂山、大塩越	
24	水	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
25	木	中橋町（東中橋）	中橋町（西中橋）	
26	金	妙見町	荒古屋	

《3月》

1	月	下浜の町、臨海	横町	象潟構造 改善センター （市役所） 象潟庁舎 東側
2	火	上浜の町	駅前	
3	水	浜畑、冠石	下荒屋	
4	木	栄町、向山	上荒屋	
5	金	武道島1・3区	下新町、武道島2区	
8	月	大谷地	上新町、28・29区	
9	火	31・32区	30・33区	
10	水	桜ヶ丘、潟見町1区	潟見町2区	
11	木	松ヶ丘	34区、上狐森	
12	金	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	
15	月	申告予備日		

注）申告が午前、午後にわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを（ ）内に表示しています。

申告相談日程

金浦地域

《2月》

日	曜 日	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
4	木	大竹（1～3区）		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
5	金	大竹（4～6区）		
8	月	大竹（7～9区）		
9	火	黒川（下町内、中町）		
10	水	黒川（上町、岩町内）		
12	金	飛		
15	月	赤石		
16	火	前川1区		
17	水	前川2区		
18	木	前川（1～2区）		
19	金	1町内（地藏町区、岡の谷地1区）		
22	月	1町内（岡の谷地2区）		
23	火	1町内（上町1～2区）、2町内（南金浦）		
24	水	2町内（十二林1～2区）		
25	木	夢が丘、桜ヶ丘		
26	金	3町内、7町内		

《3月》

1	月	4町内（花潟区）	市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
2	火	4町内（駅通り区、新町1区）	
3	水	5町内（新町2～3区）	
4	木	5町内（新町2区、木の浦区）	
5	金	5町内（木の浦区）、6町内（新丁1区）	
8	月	6町内（新丁2区、堀切区）	
9	火	6町内（踏切1～2区）	
10	水	8町内（北金浦1～2区）	
11	木	8町内（浜金浦1～2区）	
12	金	8町内（塩焚浜）	
15	月	申告予備日	

申告相談日程

仁賀保地域

《2月》

日	曜日	受付時間および地区		会 場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
4	木	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩いの家 「けやき」
5	金	百目木	立居地	
8	月	三日市、東畑	樋ノ口	
9	火	畑1	畑2・3	
10	水	桂坂	中野	院内分館
12	金	伊勢居地1	伊勢居地2	
15	月		馬場	
16	火	小国	上小国	
17	水	院内1・2	院内3・4	釜ヶ台地区 老人憩いの家 「はんの木」
18	木		冬師	
19	金	釜ヶ台	上坂、下坂	
22	月	横根1~6	横根7、さくら、石田	
23	火	杉山、ひまわり	田抓	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
24	水	芹田1	芹田2	
25	木	三森1・2	三森3・4	
26	金	三森5、鈴9~12	鈴13~17	

《3月》

1	月	鈴1～4・18	鈴5～8	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
2	火	両前寺1～4	両前寺5～6、はまなす	
3	水	琴浦1～5	琴浦6～10	
4	木	琴浦11～16	琴浦17～26	
5	金	室沢1～3	室沢4～7	
8	月	室沢8～11	室沢12～15	
9	火	室沢16～19	室沢20～23	
10	水	長瀬、坂ノ下、住吉町、神見	松田、上町、にかほハイッ	
11	木	田崎、島ノ子、瀬田、港林	栄町、歌前、旭町、大正町	
12	金	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
15	月	申告予備日		

・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
・寄付金の受領書（寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証する書類が必要です）
（医療費控除を受ける方）
・医療費の領収書と健康保険からの給付金や生命保険会社からの入院・通院給付金等を認めるもの
・医療施設までの交通費（バス代、電車賃等）も医療費控除の対象になりますので、利用した方は計算書を作成し申告

時にお持ちください
・合計金額を記載した計算書（日付、医療機関、薬局ごとに集計）
※インフルエンザの予防接種等、「治療」でないものは控除の対象になりません。
※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象となります。
※特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導及び治療の対価は医療費控除の対象となります。
◎次の証明書等があればそれに

係る費用も医療費控除の対象となります。証明書と領収書を用意してください。
・温泉療養証明書
・運動療法実施証明書
・おむつ使用証明書
・ストマ用器具使用証明書
・処方せん（眼鏡）など
【住宅借入金等特別控除の申告】
住宅ローン控除を受ける方は、次の書類をお持ちください。
※住宅ローン控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をし、次年度以降の手続きが簡単になります。

申告等に関する問い合わせ先は：

税務課市民税係

☎43・7505（直通）

金浦市民サービスセンター

☎38・4300（直通）

仁賀保市民サービスセンター

☎32・3030（直通）

本荘税務署

（自動音声でご案内します）

☎22・2335